

港湾荷役料金表（船内沿岸一貫）

（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

届出：平成 26 年 3 月 4 日

I. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受けの場合等、船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

（1 トンにつき 単位：円）

品 目				金 額		
				接岸本船⇄ 上屋・野積場内	接岸本船⇄ 上屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ		実入	1,193	1,066	
			空	1,014	905	
	パレタイズ バンパック バッグコンテナ プレスリング		2,305	2,112		
	ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの）		1,803	1,653		
	完成車（重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの）		2,524	2,298		
	包 装 品	袋物		3,156	2,883	
ベール貨物		3,071	2,802			
カートン		雑貨類・機械類（1 個当たり 5 トン未満のもの）		3,460	3,183	
ケース		機械類（1 個当たり 5 トン以上のもの）		2,524	2,298	
クレート		青果類		2,594	2,355	
		冷凍品・冷蔵品		—	5,006	
有 姿 貨 物	タイヤ			2,378	2,199	
	巻取紙（内産地）			1,908	1,706	
	木材	岸壁揚げのもの	原木	米国材	1,739	1,563
				南洋材		
			北洋材	2,361	2,188	
		製材	1,870	1,689		

品 目		金 額		
		接岸本船⇔ 上屋・野積場内	接岸本船⇔ 上屋・野積場前	
有 姿 貨 物	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）		2,803	2,520
	鋼材	一般鋼材（口径 12 インチ未満の鋼管含む）	2,700	2,467
		鋼管（口径 12 インチ以上のもの）	2,297	2,100
		コイル		
石材		2,751	2,556	
撒 貨 物	小麦 肥料原料 鉍礦石（粉）		1,861	1,667
	鉍礦石（塊） 特殊鉍礦石		2,578	2,347
	砂糖		2,493	2,312

（１）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

但し、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船内 ⇔ 上屋・野積場内」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業

（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業

②「接岸本船内 ⇔ 上屋・野積場前」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業

（積荷）上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業

（２）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

但し、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は次の通りとします。

但し、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物量の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引します。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引します。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

(1口1時間について 単位：円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
	昼 間 8:30～16:30	54,530	84,930	115,350	145,780
半 夜 16:30～21:30	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待ち、本船積込貨物の到着待ち又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

但し、待機事由が港湾事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

(1口1時間について 単位：円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
	昼間 8:30～16:30	432,600	673,780	915,110	1,156,520
半夜 16:30～21:30	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

但し、これらの場合が港湾事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半夜荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額それぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トにつき 3円
(3) 労働安定基金	各貨物(一律)1トにつき 7円

7. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

但し、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1,133 立方メートルをもって 1 トンと看做します。

尚、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

但し、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

9. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰め又はコンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替え作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれらの諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。